

川西市・猪名川町
水道広域連携水道基幹施設共同利用事業

基本契約書（案）

川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業（以下「本事業」という。）に関して、川西市上下水道局（以下「当局」という。）と●●●●（以下、「受注者」という。協力会社となる構成員を含む）との間で、本事業が円滑に遂行されるよう統括的な取り決めとして、以下のとおり事業全体に係る基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的および規定の適用関係）

第 1 条 本契約は、本事業を設計・施工一括発注方式により円滑に遂行するため、本契約に続いて段階的に締結される各請負契約の基本事項を定めることを目的とする。

2 本契約は、後に締結される「調査設計業務委託契約」「工事請負契約」および「工事監理業務委託契約」（以下「各請負契約」という。）に優先して適用される。

（多段階契約の締結）

第 2 条 受注者は、提案書類に定めた役割に応じ、その業務を実施するため、当局と第 2 項及び第 3 項に従い、各請負契約を締結する。締結の時期及び金額は協議により定めるものとする。ただし、契約を締結すべき受注者が本事業の入札説明書に定める資格要件を喪失しているときは、各請負契約を締結することができない。

2 当局と受注者は、入札書に示す調査設計業務の入札金額に基づき、速やかに「調査設計業務委託契約」を締結する。

3 当局と受注者は、調査設計業務の成果物に基づき、発注者が算出した工事予定価格に、入札説明書に示す予定価格と入札金額との比率（以下「請負率」という。）を乗じた額により、「工事請負契約」および「工事監理業務委託契約」を締結する。

（事業期間および年度別支払限度額）

第 3 条 本事業の期間は、本契約締結日から令和 15 年 3 月 18 日までを基本とする。

2 当局が各会計年度において受注者に支払う額の限度は、以下の年度別支払限度額（案）の範囲内とする。なお、令和 8 年度については出来高の精算は発生しない。

年度別支払限度額（案）								単位：億円（税込）
年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計
調査設計	0	0.74	－	－	－	－	－	0.74
工事	－	－	1.22	1.93	4.35	4.35	4.61	16.46
工事監理	－	－	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.50
事業費	0	0.74	1.32	2.03	4.45	4.45	4.71	17.7

（適正な労務費の確保および価格変更協議）

第 4 条 受注者は、建設業法に基づき、雇用する技能者および下請負人に対し、標準的な労務費を満たす適正な賃金を支払う責務を負う。

2 物価変動（スライド条項）や施工条件の変更が生じた場合、当局と受注者は誠実に協議し、契約額の変更を行う。当局は、受注者の意見を最大限勘案し、不利益な取扱いを禁止する。

（協力会社の変更）

第 5 条 協力会社は受注者が入札時に提出した様式 3「応募者の協力会社一覧」のとおりとし、協力会社の変更（役割の変更を含む。以下同じ。）は原則として認めない。ただし、

当局が承認した場合は、この限りではない。

(事業実施への協力)

- 第 6 条 受注者の各構成員は、自らの役割に対応する業務を誠実に実施する。また、本事業が一体として円滑に実施されるために、他の構成員の業務実施に関して積極的に協力するものとする。
- 2 各構成員は、第 2 条に規定する各請負契約の締結前であっても、自らの費用と責任において本事業の実施が円滑に実施されるよう、必要な準備行為を行うことができる。
- 3 各構成員は、前項の準備行為を行うに際し、当局に対して必要な協力を求めることができる。

(各請負契約不調の場合の処理)

- 第 7 条 各請負契約の締結に至らなかった場合は、原則として当局及び受注者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債務関係の生じないことを確認する。
- 2 調査設計業務完了後に工事請負契約が締結に至らなかった場合、調査設計業務の対価については、締結済みの調査設計業務委託契約に基づき支払われる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第 8 条 当局は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは各請負契約を締結しないことができる。
- 1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令。）を行なった場合で、当該命令が確定したとき。
- 2) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行なった前号の排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- 3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかの事由に該当したときは、受注者は、当局の請求に基づく違約金を当局の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等の排除措置)

- 第 9 条 当局は、受注者が川西市暴力団排除に関する条例（平成 24 年条例第 5 号）第 2 条（1）に規定する暴力団又は同条（2）及び（3）（4）に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者、関係機関等に該当しているときは、直ちに本契約の解除をすることができる。

(技術提案の権利帰属および利用許諾)

- 第 10 条 受注者が本事業において行った技術提案に係る著作権は、受注者に帰属する。
- 2 受注者は当局に対し、本事業の実施、広報等の目的達成に必要な範囲内で、当該技術提案を無償で利用（複製、改変等）することを許諾する。
- 3 受注者は、技術提案が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、万一侵害の申し立てがあった場合は自己の責任で解決する。

（モニタリングおよび是正勧告）

- 第 11 条 当局は、本事業の遂行状況を適宜確認（モニタリング）し、受注者に対して説明を求めることができる。実施内容が要求水準を満たさない場合、当局は是正勧告その他の措置を命じることができ、受注者は自己の費用でこれに従わなければならない。

（統括管理技術者の配置）

- 第 12 条 受注者は、調査設計から工事までの一貫性を担保するため、事業全体を総合的に調整・管理する「統括管理技術者」を 1 名配置する。

（機密保持および個人情報の保護）

- 第 13 条 当局および受注者は、本事業を通じて知り得た相手方の機密情報を、事前の承諾なく第三者に開示してはならない。
- 2 受注者は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令および当局の定める諸規程を遵守する。

（準拠法）

- 第 14 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

- 第 15 条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続については、神戸地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

- 第 16 条 本契約に規定のない事項又は本契約若しくは本契約に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、当局と受注者は、誠意をもって協議するものとする。
- 2 当局と受注者との協議において、必要と認めた場合は、書面により本契約の変更を行うことができる。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当局と受注者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

住 所 川西市中央町 1 2 番 1 号
名 称 川西市上下水道局
川西市上下水道事業管理者 酒本 恭聖

受注者（代表企業）

住 所
名 称
代表者